

産業復興 3 ケ年計画

平成 7 年 8 月

兵庫県

目 次

	(ページ)
I 計画策定の背景	1
II 計画策定の趣旨	1
1 目的	1
2 位置づけ	1
3 計画期間	1
4 対象地域	1
III 復興の視点	2
1 産業復興の基本方針	2
2 計画の目標	2
IV 復旧の状況	2
1 操業再開の状況	2
2 技本的対策の必要性	2
V 復興文寸箇	3
1 早期事業再開と本格的産業復興の重点課題	3
2 復興対策事業	5
(1) 産業関連基盤の早期復旧及び本格的整備・高度化	5
(2) 被災企業等の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築	6
① 被害実態の把握と相談指導・支援体制の確立	6
② 金融面、税制面の支援	7
③ 事業の場の確保等	7
④ 既存産業の高度化・新分野進出支援	8
(製造業)	8
(商業)	8
(集客型産業)	9
(サービス業、業務機能)	9
(3) 成熟社会に相応しい新産業の導入・育成	10
(4) 高度情報通信基盤の整備と情報通信関連産業の振興	10
(5) 産業配置と広域的連携	11
(6) 世界都市機能の拡充	11
(7) 雇用安定への支援及び産業の復興と高度化に対応した人材育成	12

I 計画策定の背景

被災地域の輸送機械、鉄鋼、酒造業、ファッショニ産業、観光関連産業等多彩な産業のストックが、僅か20秒で大きく破壊された。

しかも、ストックの被害に加え、操業停止や低稼働といった直接的なフローの損失が拡大しつつあり、事業再開が遅れれば遅れるほど、こうしたフローの被害は増加し続けると考えられる。

さらに、産業面の被災は、間接的に全国の産業にも影響を及ぼしつつある。

このため、一日も早い産業復興を的確に進めることが必要であり、また復興の初期段階における計画的な推進が必要である。

II 計画策定の趣旨

1 目的

阪神・淡路大震災により壊滅的被害を受けた阪神・淡路地域を中心とする産業について、①何よりも既存産業活動の一日も早い復旧・復興を図るとともに、②これを機に21世紀の成熟社会にむけて持続的発展を可能にする新たな産業構造を構築して、雇用の確保と安定した県民生活を約束していくため、産業復興3ヵ年計画を策定する。

2 位置づけ

本計画は、民間の自主的な産業復興活動を支援するための県行政並びに関係市町行政の指針として策定する。

また、計画の実現のためには、国の的確な協力・支援を求めていくものとする。

3 計画期間

復興対策に関しては、一日も早く事業再開しなければ、国内外での厳しい競争の中で脱落してしまうこと、単なる復旧だけでは、失われた部分の取り戻しがきかないことから、早期に本格復興に向けての取り組みが必要である。

このため、本計画は、被災地域の本格復興をめざす10ヶ年計画のうち、既存産業の早期再開・再建と新たな産業構造の構築等の本格復興に向けての基礎固めを行う平成9年度までの3ヶ年を計画期間とする。

4 対象地域

本計画の対象地域は、兵庫県内の災害救助法対象地域である下記の「10市10町」とする。

神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三木市、川西市、津名町、淡路町、北淡町、一宮町、五色町、東浦町、緑町、西淡町、三原町、南淡町

復興事業の内容によっては、これら被災市町を越えた地域も含む。

III 復興の視点

1 産業復興の基本方針

長期的な円高基調の下で、国内企業の海外進出等産業の空洞化が懸念されており、日本経済全体が構造変革の必要性に迫られている。

こうした時期に再建を進めることとなる被災地域の産業復興にあたっては、単なる復旧はむしろ衰退につながる可能性を孕んでいることから、日本経済全体の構造変革を見越して、思いきった被災地域への投資の促進を図り、アジア太平洋地域の中核拠点として、「人、もの、情報」の双方向・多角的な国際経済交流に寄与していくことができる場づくりといった視点に立っての本格復興が必要である。

産業には復旧という概念ではなく、日本全体が進むべき道を先導するということこそ被災地域が生き残る道であり、被災地域を次世代産業のモデル地域として生まれ変わらせるという認識に立って、新たな産業発展を導いていく。

2 計画の目標

概ね10年以内に純生産の、震災がなかったとした場合の成長軌道への復帰、あるいはそれを凌ぐ復興を実現し、21世紀への長期的、持続的な発展を確かにする新しい産業構造の形成を図るため、産業基盤の本格復旧と各分野での事業再建等を通じて、本計画の期間中に純生産を震災前の水準に回復させることを目指す。

IV 復旧の状況

1 操業再開の状況

被災企業等の懸命の自助努力や緊急的な取り組みの実施等によって、震災後7ヵ月を経過した現在、産地、業界へのヒアリングや大企業に対するアンケート結果によると、製造業については、ほぼ9割程度が、操業を再開していると考えられる。

商店街・小売市場などについては被災地商店街等（約650）の内、約4分の1が全半壊するなどの壊滅的な被害を被ったが、共同仮設店舗の建設が進むなど、復旧に向けて懸命の努力が続けられている。

また、倒壊家屋等のガレキ処理は、当初計画どおり平成7年度中の解体撤去、平成8年度中の処理処分を目標に進めているが、ほぼ予定どおり進捗している。

2 抜本的対策の必要性

しかし、観光業界については、平日で例年比約50%の減少があること、貸ビル入居企業で震災後、神戸から移転した企業の約25%が未だに神戸に戻っていないこと、一部百貨店で震災前の規模の営業が出来ていないことなど、まだまだ本格復興に向けては、多くの課題があり、今後の状況如何では、復興がかなり長期にわたる危険性がある。

また、震災前からの円高等の状況を考えると、再建はかなりきびしいものがあり、被害からの復興の遅れによる空洞化懸念への対応も視野に入れて、今後の本格的な復興を進めていくにあたっては、抜本的な対策が不可欠である。

▽ 復興文書

1 早期事業再開と本格的産業復興の重点課題

当面、何よりも重要と考えられる、被災企業の一日も早い事業再開に向け、全力をあげて復興対策に取り組むこととする。

しかし、単なる原状復旧を行うだけでは、かえって被災地の産業の将来にとってマイナスであると考えられることから、21世紀の成熟社会に向けて持続的発展を可能にする新たな産業構造を構築するという本格的産業復興を実現するための基礎固めを並行して行うこととする。

その際、被災地域の持つ交通の要衝、国際交流の窓口といった地勢的特性、第3次産業主体の産業構造、これまで次々と新しいものを生み出してきた産業特性等を踏まえ、本格復興の目標を実現するためには、既存産業の高度化、新分野進出、国際化といった従来からの取り組みを強化するほか、

①21世紀にも通用する新産業を次々と生み出し、②付加価値面だけでなく、雇用面でも大きな効果が期待できる集客に着目し、③内外からの外資の導入を促進する必要がある。そのため、

①新産業を創造していくための制度、機能、人材などが備わった新産業創造システムの形成、②いきいきとした魅力にあふれ、何度も訪れたくなるような高度集客都市群の形成、③アジア太平洋諸国をはじめとする幅広い地域との交流の場となる国際経済文化機能ネットワークの形成を本格復興の3つの重点課題として取り組んでいく。

(1) 新産業創造システムの形成

被災地域には、明治以来、映画、ゴルフなど日本で最初に神戸が先駆けたものが数多くある。現在も、神戸は、新商品のテスト販売が行われるなど、いわゆる日本におけるテストマーケット的な役割を果たしている。今後の復興にあたっても、この特性を活かしていく必要がある。

このため、単にインキュベーションセンターの整備やベンチャーキャピタル制度等の単体の施設、制度の創設にとどまらず、都市全体がインキュベータとして機能するようなシステムを作り上げていく。

被災地域の豊かな観光資源やファッショング産業の存在と一体となった良好な都市イメージを活かし、生活関連型の新たなサービス業や観光関連の新産業など、製造業の範囲にとどまらない新たな展開も図っていく。

(2) 高度集客都市群の形成

被災地域は観光資源に恵まれ、観光客が年間に600万人を超えるなど、国内外から数多くの人々が訪れている。

こうした地域特性を活かし、集客都市としてのにぎわいを取り戻し、さらに充実するため、被災地域内に集客のコアを持った高度集客都市群の形成を図る。

このため、既存の観光施設に加え、淡路島国際公園都市（淡路夢舞台）等新たな観光資源の創造に努めるとともに、観光の核となるような大規模テーマパークなどの施設を整備し、被災地域の集客力を高めていく。

また、こうした魅力に富んだ集客機能の積極的なPRのためのイベントリレーやAPEC関連事業の招致など国際会議の開催を行うなど人々が集い、にぎわう機会の提供に努める。

(3) 国際経済文化機能ネットワークの形成

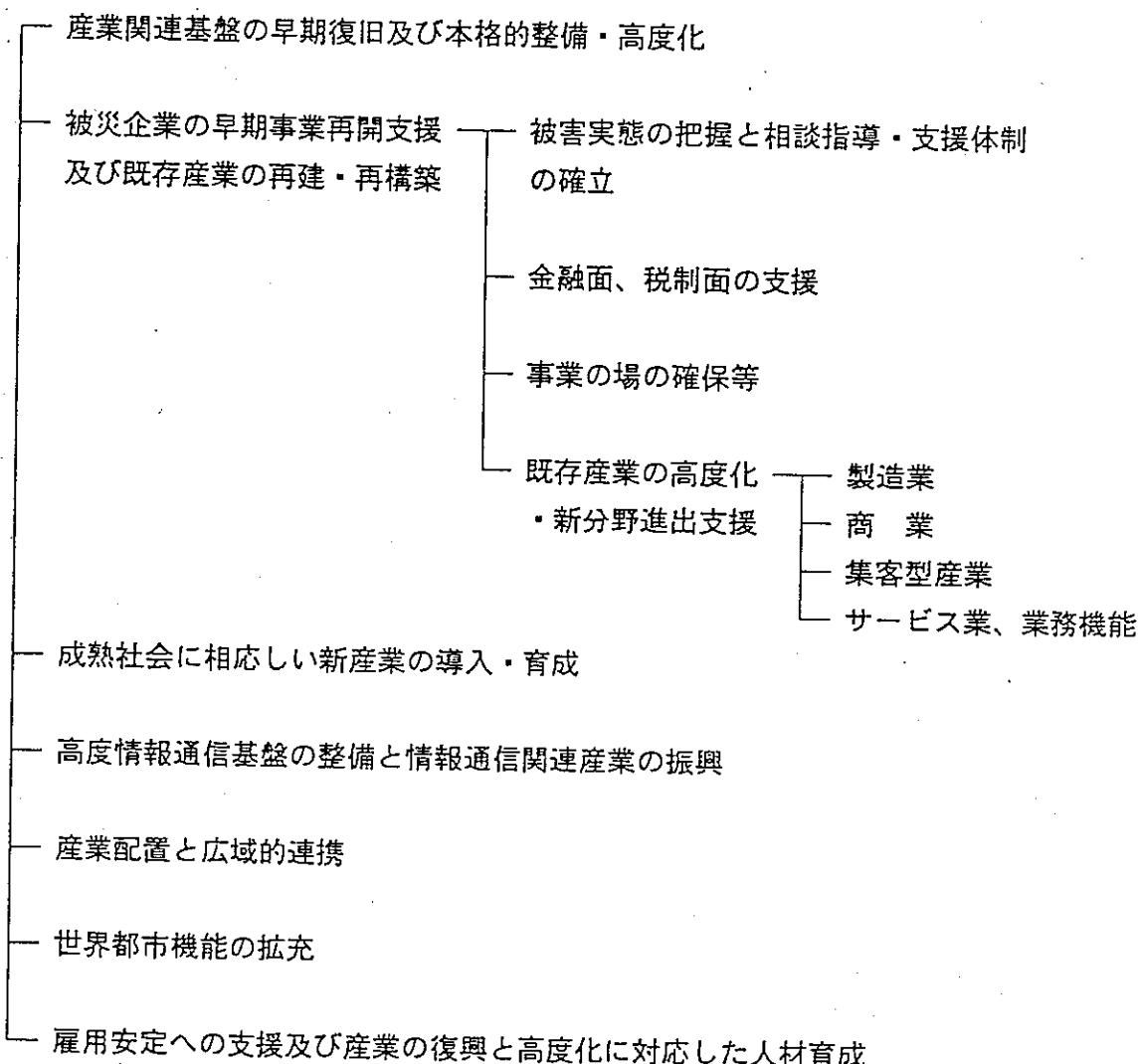
被災地域は、従来から神戸港を中心として、外国との窓口的な役割を果たしてきており、国際都市としての地位を確保してきた。

本格復興に向けては、こうした地域特性を最大限に生かし、エンタープライズゾーン、国際ビジネスエリア、インポートマート、国際会議場や国際展示場等を備えたコンベンションセンターの設置等を行うとともに、これらの諸機能が有機的に連携する国際経済文化機能ネットワークを形成することによって、輸入の促進と外国企業による投資を促し、また外国企業の事業所開設により、海外との経済交流の活性化を図る。

2 復興対策事業

上記重点課題を踏まえ、復興対策事業を総合的に推進することにより、本格復興に向けた足取りを確かなものにしていく。

平成9年度までの3ヵ年は、早期事業再開のための緊急的復旧段階から、本格的な復興段階への円滑な移行を図る基礎固めの時期として位置づけ、以下の課題について計画的な産業復興の取り組みを推進する。――



主要事業のうち、特に★印を付した事業は、本格復興をリードし、被災地域の民間活力の呼び水となる重点プロジェクトとして位置づけ、積極的な推進を図っていく。

(1) 産業関連基盤の早期復旧及び本格的整備・高度化

港湾・道路・鉄道・情報通信基盤等産業関連基盤の一日も早い復旧に努めるとともに、代替手段の確保や使用可能な産業基盤の有効活用を図る。

また、本格復興に向け、神戸港の大型岸壁の整備や耐震性の強化等に加えて、超高速船ネットワークの拠点港としての整備、EDI（電子データ交換）の整備、代替性を備えた格子型高規格道路網の形成や新都市開発等と連携した太陽光発電等自然エネルギー及び廃熱利用等未利用エネルギーなど環境調和型新エネルギー利用システムの導入を促進するなど、産業関連基盤の高度化を図る。

【主要事業】

- ・広域防災拠点、広域防災帯の整備推進
- ・陸・海・空にわたる多元・多重の総合交通体系の整備推進
- ・産業保安体制の基盤強化
- ・高圧ガス製造事業所安全対策の強化
- ・民生用L.P.ガス設備の防災対策の強化
- ・高圧ガス従事者の養成
- ・新エネルギー利用システムの導入
- ・熱供給幹線構想の推進
- ・被災地における市街地再開発事業

(2) 被災企業の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築

産業復興にあたっては、まず何よりも被災企業の一日も早い立ち上がりが必要であるが、同時にこの震災を機に大企業、中堅・中小企業ともに、新しい事業手法・形態や新時代に対応した施設整備等に果敢に挑戦し、新しい産業群として発展するための道を切り開くとともに、将来の発展の基礎固めを図る。

① 被害実態の把握と相談指導・支援体制の確立

事業再開・再建のための相談や指導、復旧・復興支援等に関する各種情報提供、イメージ回復のための復興キャンペーンや復興イベント等の実施に対する支援をはじめ、きめ細かで総合的な相談指導・支援を行う。

【主要事業】

- ・Buy Hyogo 運動等復興キャンペーンの推進
- ・各種実態把握調査と分析の実施
- ・総合相談所での相談の実施
- ・被災中小企業組合特別相談事業の実施
- ・HYOGO-NET による復旧・復興支援情報の提供
- ・復興支援チームによる商店街・小売市場の指導
- ・工業技術センターの技術指導の強化と早期復旧
- ・下請取引あっせんの強化
- ・被災地域等の観光再建支援
- ・兵庫の観光情報（復旧速報版）の発行
- ・産業保安体制の確保

② 金融面、税制面の支援

各種の低利融資制度の創設・強化、震災による間接被害に対する資金支援の充実とともに、各種利子補給により、被災事業者の負担軽減を図る。

また、大企業も含めた産業界全体に対する支援として、日本開発銀行の融資制度による支援や、税の減免等による被災企業の負担軽減等を実施する。

【主要事業】

- ・創設・拡充された中小公庫等の融資制度の活用による中小企業の緊急復旧・本格復興の支援（災害復旧貸付制度の実施）
- ・小企業等経営改善資金融資の貸付限度額の引上げ
- ・緊急特別資金の融資対象者の拡大（緊急特別資金（震災貸付））
- ・日本開発銀行の融資制度の活用による大企業等への事業支援
- ・中小企業設備近代化資金貸付金等の償還期間の延長
- ・既往債務の返済猶予
- ・信用保証制度の充実
- ・信用保証協会の基本財産の造成
- ・信用保証料の補助
- ・災害復旧資金等への利子補給
- ・各市による災害復旧融資制度の創設
- ・法人税、地価税、固定資産税等の減免

③ 事業の場の確保等

中小製造業者に対しては、仮設工場を整備・提供し、商店街・小売市場等に対しては、共同仮設店舗の建設やアーケード等共同施設の復旧に対して補助等を行う。また、各種事業用地等に関する情報提供・斡旋等を実施する。

【主要事業】

- ・仮設工場の設置支援
- ・共同仮設店舗の設置支援
- ・仮設事務所のあっせん
- ・商店街等の共同施設の復旧に対する補助
- ・事業協同組合等の共同施設の復旧に対する補助
- ・被災商工会館等の機能復旧に対する支援
- ・事業用地等の情報提供と斡旋
- ・瓦礫の早期撤去

④ 既存産業の高度化・新分野進出支援

震災後も、従来からの高度化、新分野進出といった取り組みに対する支援をさらに強化し、既存産業の再構築を図る。

【主要事業】

- ・神戸ファッショニ産業復興支援センター（仮称）の開設
- ・中小企業設備近代化資金貸付金等の事業規模拡大
- ・新分野進出等補助金の充実
- ・新分野進出支援資金融資の充実
- ・事業革新円滑化法に基づく事業革新への支援
- ・産業交流センターの整備

(製造業)

研究開発力・技術力・デザイン力の強化等によって、競争力、新分野進出の強化を図る。特に中小・零細の下請企業や、酒造・ケミカルシューズ・粘土瓦等の地場産業については、集団化や経営体制の共同化及び取引の多角化等を進める。

【主要事業】

- ・ワールドパールセンター（WPC）の推進
- ・下請取引の多角化
- ・機械金属関連業界、ケミカルシューズ・酒造産地等の集団化、共同化の促進
- ・地場産業の販路開拓や共同PR事業等に対する補助
- ・ケミカルシューズ産地の新分野進出等の活性化事業への支援
- ・粘土瓦製造技術の研究開発及び販売促進事業の推進

(商業)

従来からの高齢化、後継者不足、空店舗等の増加といった構造的問題を踏まえ、これを機に各地域の大膽な再編をめざしていく。

また、三宮・元町周辺については、新たな街づくりの核としてアメニティの高い次世代型の商業集積としての発展を目指す。

【主要事業】

- ・小売商業支援センターのアドバイザーによる商店街等再整備計画策定の指導
 - ・阪神地域流通基地整備計画の策定
 - ・中小企業の物流効率化計画等の策定への支援
- ★高度商業基盤施設の整備促進関連事業

(集客型産業)

既存の観光資源の再生とともに、明石海峡大橋の完成を契機とした海峡公園や観光の核となる大規模テーマパークの整備など新たな集客資源の創造を図る。

さらに、各種イベントのリレー開催等を積極的に進め、被災地のマイナスイメージの払拭に努めていく。

【主要事業】

- ・観光系の人材養成機関（いわゆる観光大学など）の整備促進
- ・観光文化資源の再生
- ・イベントリレーの開催
- ・大規模集客施設（テーマパーク）構想の推進
- ・国際コンベンションの誘致・開催
- ・観光キャンペーン事業等の拡充
- ・西宮浜地区の整備
- ・南芦屋浜地区の整備

(サービス業、業務機能)

研究開発支援サービスや情報通信関連サービス、リースなどの産業支援型サービス業の立ち上がりを支援していくため、業務用ビルの早期再建とインテリジェントビルの建設など高度化を図る。

また、生活支援サービス等の振興も重要であり、特に阪神間に集積するこれらのサービス業の一層の発展を図っていく。

【主要事業】

- ・国際会館の早期再建
- ・業務用ビルの早期再建の促進

(3) 成熟社会に相応しい新産業の導入・育成

新産業創造プログラムの充実・拡充等によって、次世代型産業の基盤を担う情報通信関連産業、新素材関連産業、福祉関連産業、健康関連産業、新エネルギーシステム等の導入に伴うエネルギー・環境関連産業、災害に強いまちづくりに貢献する防災関連産業等の成長性の高い新産業の導入・育成を進める。

さらに、ベンチャーキャピタル制度等の新産業創造支援方策のシステム化を進めるとともに、これらの諸機能を統合した新産業創造支援センターの整備を推進し、世界に開かれた新産業の育成拠点とすることにより、インキュベーションコンプレックスの形成と関連施設との広域的連携を図っていく。

【主要事業】

★新産業グローバルネットワーク拠点としての新産業創造支援センターの整備推進

- ・産業復興ベンチャーキャピタル制度の創設
- ・新工業技術センターの整備推進
- ・起業家支援情報ネットワークシステムの整備
- ・新産業創造プログラムの充実
- ・新産業創造クラブの整備・活用
- ・中小企業創造活動促進法に基づく創業及び研究開発支援
- ・产学研官による共同研究開発の推進
- ・ウェルフェアテクノハウス（先端介護機器を備えた住宅型研究施設）の整備
- ・被災地域と連携した播磨科学公園都市における新産業の育成に向けた研究及び支援体制の強化

(4) 高度情報通信基盤の整備と情報通信関連産業の振興

光ファイバー網、広帯域ISDN（B-ISDN）など高度情報通信基盤の先行的・面的整備の促進を契機として、先導的な情報システムの整備、情報サービス産業の振興等を図る。

さらに、これらの産業や研究開発機能等の集積を通じて、新たな都市づくりを行う東播磨情報公園都市構想やKIMEC構想を総合的に推進する。

【主要事業】

★東播磨情報公園都市構想の推進

- ・ディジタルクリエート工房の整備

★神戸国際マルチメディア文化都市（KIMEC）構想の推進

- ・ひょうご産業情報化促進センターの設置
- ・新都市開発等の進展にあわせた光ファイバー網の面的・先行的整備
- ・情報バックアップシステムの整備推進
- ・高度情報通信基盤を使った新製品試売ネットワークの形成促進
- ・マルチメディアアートビレッジの形成推進

(5) 産業配置と広域的連携

臨海部や内陸部に建設される新しい都市核との適正な機能分担及び連携により、既存企業の円滑な移転や新規企業の誘致を進め、都市核相互の交通ネットワーク型の産業拠点の配置を進める。

このために、内陸部では研究開発型生産機能を中心とした産業を重点的に配置し、阪神間の臨海部では既存産業の高度技術化、高付加価値化に併せて、ソフト化する産業構造に対応した産業配置を図る。また、地域の実情に応じて、住工共存の新しいまちづくりの推進とニューファクトリー化の推進など適切な手法を講じていく。

さらに、流通基地等の物流基盤や、創造的な技術開発を支援する研究開発施設等の地域の潜在力を高める高度な産業基盤の戦略的な整備を促進する。

【主要事業】

- ・産業再配置プランの策定
- ・被災地周辺（内陸部）における産業団地の整備
- ・尼崎臨海西部拠点開発地区の整備推進
- ・神戸市東部新都心の整備推進
- ・六甲アイランド南の整備推進
- ・ポートアイランド（2期）の整備
- ・宝塚新都市開発事業の推進
- ・被災地域における工場等制限法等の規制緩和による産業復興の促進

(6) 世界都市機能の拡充

諸外国との交易、投資等国際経済交流のさらに活発な舞台としていくために、既存の制度の活用とその拡充によって、神戸の貿易・国際物流拠点ゾーンとしての魅力を高め、都市の賑わいを生み出して復興の牽引力としていく。

また、外国企業との融合化促進のための拠点施設等の設置による貿易機能の向上、海外への情報発信機能の強化、コンベンション施設や集客施設等の整備を通じた国際交流拠点機能の充実等を図る。

【主要事業】

- ★兵庫国際センター等の国際交流・協力ゾーンの整備推進
- ★国際ビジネスエリアの整備促進
- ★インポートマート等集客施設の整備促進
 - ・新しい美術館の整備推進
 - ・淡路島国際公園都市の整備推進
 - ・ひょうご輸入住宅総合センターの設置
 - ・外資系企業・外国企業の誘致
- ★エンタープライズゾーンの設置
- ★コンベンションセンター構想の推進
 - ・WHO神戸センターの設立

(7) 雇用安定への支援及び産業の復興と高度化に対応した人材育成

雇用維持奨励金制度、雇用調整助成金制度の特例措置等により、事業主の雇用の維持を支援し、労働者の雇用の安定と事業再開や復興に向けての人材の流出防止を図る。

また、拡充された雇用保険制度に基づき離職者の生活安定を図るとともに、離職者に対する職業能力開発、合同就職面接会の開催、被災者雇用奨励金制度の活用等を通じて再就職を支援する。

さらに、生涯能力給付金等の活用により、企業の自主的な人材育成、とりわけ港湾技能者、ホワイトカラー層の職業能力開発に重点を置いた総合的施策の検討を進める。

【主要事業】

- ・雇用調整助成金制度の特例措置
- ・中小企業事業転換等能力開発給付金制度及び生涯能力開発給付金制度の特例措置
- ・雇用維持奨励金制度の創設
- ・企業における技術者・技能者の人材確保支援
- ・特定求職者雇用開発助成金制度の特例措置
- ・被災者雇用奨励金制度の創設
- ・雇用保険失業給付の特例措置
- ・被災失業者に対する雇用の場の確保
- ・被災離職者に対する職業能力開発の実施
- ・合同就職面接会の開催
- ・雇用・労働相談窓口の開設
- ・被災労働者の生活安定
- ・緊急雇用状況調査の実施
- ・企業の人材育成の支援強化と職業能力開発の環境整備の推進